

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	12	府省庁名	金融庁
対象税目	<b>個人住民税</b> 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )		
要望項目名	日本版ISA（少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の恒久化等		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）           <p>日本版ISAは、個人投資家の証券市場への参加拡大の観点から導入された少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置である（平成26年から施行予定）。</p> <p>さらには、約1,500兆円ある我が国が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るため、日本版ISAの活用に期待される。</p> </li> <li>・特例措置の内容           <p>制度の拡充・簡素化を図る観点から、以下の項目について措置を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 投資可能期間を（平成26年からの3年間だけでなく）恒久化すること</li> <li>2 対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすること</li> <li>3 每年新たな口座の開設を不要とする（原則一口座とする）こと</li> <li>4 ただし、平成23年度税制改正大綱等に則り、経済金融情勢が急変した場合には、軽減税率の延長を行うこと</li> </ol> </li> </ul>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           地方税法附則第35条の3の2、地方税法施行令附則第18条の6の2、租税特別措置法第37条の14、租税特別措置法施行令第25条の13         </div>		
減収見込額	(初年度) - ( - ) (平年度) ▲4,400 ( - ) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から、日本版ISAに関する利便性の向上に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本版ISAは、当初個人投資家の証券市場への参加拡大の観点から導入された少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置である（平成26年から施行予定）。</p> <p>他方、個人投資家の証券市場への参加拡大のみならず、約1,500兆円ある我が国が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る観点から、日本版ISAの活用に期待される。</p> <p>その点、現行制度は、平成26年から3年間に行われる投資だけを対象とする時限措置となっている等、長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点（特に、老後の備えや教育資金）からは不十分であることから、現行制度の恒久化・簡素化の措置を講ずるものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	II-3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	平成26年施行のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	4,591万人（平成23年度 個人株主数の延べ人数） (出典) 東京証券取引所等「平成23年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、制度の恒久化等を図り、個人投資家の証券市場への参加拡大、併せて長期・分散投資による資産形成に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、個人投資家の証券市場への参加拡大、国民の自助努力による資産形成に資する制度とするものであり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	平成 26 年施行のため、該当せず。
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	平成 26 年施行のため、該当せず。
前回要望時の達成目標	平成 26 年施行のため、該当せず。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 26 年施行のため、該当せず。
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度改正 日本版 I S A の創設</li> <li>・平成 22 年度改正 日本版 I S A の法制化</li> <li>・平成 23 年度改正 日本版 I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化</li> <li>・平成 24 年度改正 日本版 I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化</li> </ul>